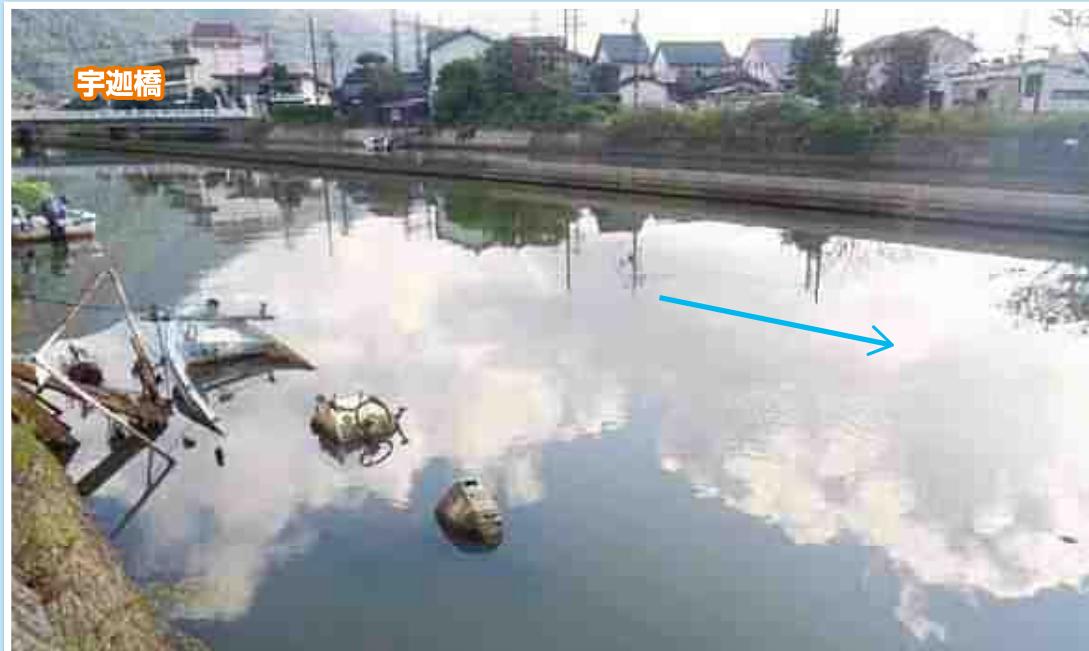




不法係留船が様々な支障をもたらします

不法係留は景観や周辺環境の悪化をまねき、
沈船から油が流出することも懸念されます



無秩序な不法係留は川の流れを妨げるばかりか、
豪雨時には船の乗上げ事故や施設の破損をまねきます



今後は堀川の規制を強化します！

簡易代執行や行政代執行を実施します

島根県の要請に対し改善の見られない違反者に対しては
以下の法令に従い罰則適用も検討します



違反行為	根拠法令	罰則規定
許可なく 係留施設を設置	河川法 第26条第1項	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
許可なく 船舶を放置	河川法 第29条第1項	3ヶ月以下の懲役 または 20万円以下の罰金

出雲県土整備事務所からのお知らせ

船舶放置禁止区域及び重点係留禁止区域の指定について



●堀川における不法係留船に対する規制の強化として、次のとおり区域の指定を行います。

船舶所有者の皆様は、自主的に適切な保管場所への移動をお願いします。

【現状】重点係留禁止区域 ご縁橋から上流 L=800m



【拡大】重点係留禁止区域 河口から上流 L=2150m
→令和5年4月指定



重点係留禁止区域とは

河川管理者が、河川管理上の支障度を勘案し、撤去命令等を重点的に実施する区域

【新規】船舶放置禁止区域 河口から上流 L=2150m
→令和6年4月指定

船舶放置禁止区域とは

河川管理者が、放置等を禁止する対象物（船舶）を指定し、河川法に基づく罰則規定が適用される区域

